

岐阜県医療機関エネルギーコスト削減推進事業費補助金申請要領

1 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、病院及び有床診療所の開設者であって、次に掲げる者を除きます。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。以下同じ。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者
- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した者
- (12) 第4条の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者

- (13) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないとし事が認める者

上記各号に該当しない場合であっても、本補助金の一次募集において補助金の交付（交付決定）を受けた医療機関は申請することができません。

ただし、一次募集において交付決定を受けた事業が、やむを得ない事情により廃止となった場合はこの限りではありません。

2 補助対象設備

補助対象設備は、下記の省エネ設備（更新）で、規格及び概要を満たし、かつ省エネ性能に関する基準を満たすものとします。

- ① 空調・換気設備（エアコン、換気装置(熱交換型)、温風暖房機等）
- ② LED照明設備（人感センサー付きのものを含む）（既存設備を新たにLED照明設備へ更新する場合に限る。単なる電球等の交換は含まない。）
- ③ 冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫等）
- ④ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）
- ⑤ 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）
- ⑥ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）
- ⑦ 窓（複層ガラス、真空ガラス、サッシ）

※ただし、詳細については、必ず補助金交付要綱別表1を確認してください。

3 補助対象経費

2の補助対象設備の更新等に必要な経費を対象とします。（詳細は以下のとおり）
ただし、消費税及び地方消費税相当額は除きます。

○補助対象となる経費

項目	内訳
① 設備費	補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 (例) 換気機器、空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器（リモコン、フード、化粧パネル等）
② 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む） (例) 労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井等解体及び復旧費、点検口取付費等
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費 (例) 既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用

※中古設備の導入については、補助対象ではありません。

※過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のものに要する経費は対象ではありません。

※各項目の費用について、補助事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。なお、証明できなかったことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

○補助対象とならない経費

項目	内訳（例示）
① 設備費	リース料、計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等
② 工事費	安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
③ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
④ 諸経費	一般管理費、諸経費（準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他）、補助事業経費の積算に関する費用、県に提出する申請書類等の作成費用等
その他	補助対象となる経費であっても、2月末日までに支払いを完了することができないもの

○事前着手の承認

交付決定前に締結した契約にかかる費用は、原則として補助対象外とします。ただし、事前着手理由書（第1号様式の2）の提出により、「**事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合**」は補助対象とします。

【注意】

申請日より前に事業に着手している場合は、どのような理由があっても補助対象とすることができません。

なお、次の行為はその実施時期にかかわらず本事業の着手とはみなしません。

- ・予算の確保にかかる手続き（金融機関からの借り入れ等）
- ・入札等の事業者選定にかかる手続き（契約締結行為を除く）
- ・本事業に先立って行われる必要不可欠な行為であって、本事業とは別の契約等に基づいて行われるもの（同一範囲における先行工事、工事に伴う許可申請手続等）。

(4)	対象設備確認書（第1号様式別紙3）
(5)	補助対象経費算定根拠となるもの（見積書、更新等を行う設備のカタログ）
(6)	設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
(7)	設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
(8)	設備更新等を行う建物及び設備の状況が確認できるカラー写真 ※以下を参考に、補助対象設備の設置前・設置後の状況が確認できるように撮影してください。 ・省エネ設備の更新等を行う前の建物、設備の状況が確認できる写真 ・省エネ設備の更新等を行う設置予定場所の写真
(9)	その他知事が必要と認める書類

※事前着手を要する場合は、これらの書類に加えて事前着手理由書（別記1号の2様式）を提出してください。

(3) 申請書類の入手方法

岐阜県公式ホームページからダウンロード

【URL】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/254073.html>

(4) 提出方法

- ・申請書類は、メール又は郵送（追跡可能な方法）により以下の提出先に提出してください。

健康福祉部医療整備課医療企画係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL : 058-272-1111（内線 3236）

E-mail : c11229@pref.gifu.lg.jp

7 留意事項

○事業の実施時期について

補助対象事業は、原則として当該年度の2月末日までに完了するものであることが必要です。

なお、事業の完了とは、対象設備の設置完了及び施工業者等への支払い完了をもって、完了とします。

○交付申請から交付決定までの期間について

提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できて

から、交付決定の通知を送付します。

○その他

必要に応じて申請内容の確認や、追加資料の提出を求めることがあります。申請に当たっては、この要領のほか、交付要綱を十分に確認してください。